

御前崎市 園・学校防災対策マニュアル

令和4年4月

御前崎市立浜岡東小学校

(令和4年3月)

1章 計画と体制について		
御前崎市公立園・学校の避難施設の状況	御前崎市が公表する公共建築物の耐震性リスト	1
1	園・学校防災マニュアルについて	3
2	園・校内組織の整備	4
3	園・学校職員の動員基準	6
4	教育活動の実施基準	6
5	備品・備蓄等について	8
6	施設設備の安全点検	9
7	避難対応について	12
2章 災害対策について		
(1) 地震対策		
1	地震対策の基礎知識	14
2	「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合	16
3	地震発生時の対応	18
4	引渡し（下校）及び待機について（全ての災害に共通）	21
5	緊急地震速報の基礎知識	23
(2) 津波対策		
1	津波対策の基礎知識	24
2	津波に関する情報が発表された場合	26
3	津波避難における留意事項	27
(3) 風水害対策		
1	気象情報の基礎知識	29
2	平常時における風水害対策	33
3	気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	34
4	積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	36
5	災害発生時の対応	36
(4) 原子力災害対策		
1	原子力災害対策の基礎知識	37
2	浜岡地域原子力災害広域避難計画について	41
3	原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	42
(5) 国民保護対策		
	国民保護対策の基礎知識ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について	44
3章 園・学校再開について		
1	教育活動の再開に向けた流れ	49
2	心のケアについて	52

1 御前崎市公立園・学校の避難施設の状況

(注)・構造 S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート、※：未耐震化施設

・学校の建物面積の上段は体育館で外書である。

分類	広域避難所	名称	所在地	原発距離 (m)	収容可能人員 (人)	建物面積 (㎡)	構造	電話番号
小学校	○	御前崎小学校	御前崎3556	7,030	2,708	1,136 4,281	体育館-RC 教室-RC	<0548> 63-2007
	○	白羽小学校	白羽3521-3	4,630	2,806	1,223 4,389	体育館-RC 教室-RC	<0548> 63-2177
	○	第一小学校	池新田1520	3,800	4,595	1,052 8,139	体育館-S 教室-RC	<0537> 86-2052
	○	浜岡東小学校	佐倉1403-1	2,050	2,664	5,328	RC	<0537> 86-3462
	○	浜岡北小学校	下朝比奈753	5,270	2,081	4,163	RC	<0537> 86-3364
中学校	○※	御前崎中学校	牧之原市新庄 800-1	4,500	3,958	1,675 6,241	体育館-S 教室-RC	<0548> 58-0223
	○	浜岡中学校	池新田3923-1	2,600	5,812	3,509 8,116	体育館-RC 教室-RC	<0537> 86-3355
保育園	○	浜岡保育園	池新田2331-6	2,780	494	989	S	<0537> 86-2211
幼稚園	○	白羽幼稚園	白羽3520-46	4,500	678	1,357	RC	<0548> 63-3246
	○	池新田幼稚園	池新田5814	2,050	944	1,888	S	<0537> 86-2049
	○	高松幼稚園	門屋2070-103	4,900	537	1,075	S※	<0537> 86-3427
こども園	○	御前崎こども園 幼児棟	御前崎78-27	7,000	530	1,061	RC	<0548> 63-2342
	○	さくらこども園	佐倉888-1	1,750	1,656	3,313	S	<0537> 86-4943
	○	北こども園	上朝比奈 2692-12	5,080	529	1,059	S	<0537> 86-3234

※御前崎中学校は平成31年3月から牧之原市の指定避難所となった。

御前崎市が公表する公共建築物の耐震性能リスト

NO	担当課	施設名	棟名	構造	階数	面積	ランク	建設年	旧:旧基準の建築物
									新:新基準の建築物
1	教育総務課	浜岡中学校	校舎(管理教室棟)	RC	3	2,372	I b	S33	旧
2			校舎(教室棟)	RC	3	2,028	II	S33	旧
3			体育館(講堂)	RC	2	814	II	S37	旧
4			校舎(技術棟)	RC	2	790	I b	S57	新
5			校舎(部室棟)	RC	1	336	I b	S57	新
6			校舎(特別教室)	RC	2	2,052	I a	S58	新
7			体育館	RC	2	2,366	I b	S59	新
8			コンピュータ教室	S	1	400	I a	H9	新
9			体育器具庫付更衣室	S	2	259	I a	H11	新
10			第一小学校	校舎(南棟)	RC	3	3,080	I b	S54
11		体育館		RC	1	1,052	I b	S53	旧
12		校舎(北棟)		RC	4	4,624	I b	H1	新
13		郷土資料室		S	1	118	I b	H11	新
14		浜岡東小学校	校舎(北棟)	RC	3	2,244	II	S50	旧
15			校舎(南棟)	RC	2	990	I b	S50	旧
16			体育館	RC	1	857	I b	S52	旧
17			校舎(北棟)	RC	3	1,041	I b	S59	新
18			校舎(多目的)	RC	3	404	I a	H2	新
19		校舎(南棟)	RC	2	546	I a	H2	新	
20		浜岡北小学校	校舎(南棟)	RC	2	1,166	I b	S53	旧
21			校舎(北棟)	RC	3	2,302	I b	S54	旧
22			体育館	RC	1	879	I b	S54	旧
23			校舎(多目的)	RC	3	533	I b	H3	新
24		御前崎小学校	校舎(教室棟)	RC	3	2,590	I a	H17	新
25			校舎(管理教室棟)	RC	3	1,602	I a	S56	旧
26			体育館	RC	2	1,136	I a	H11	新
27		白羽小学校	管理教室棟	RC	3	2,397	I a	S55	旧
28			南教室棟	RC	2	1,685	I b	H15	新
29			体育館	RC	2	1,223	I a	H13	新
30		御前崎中学校	管理教室棟	RC	3	3,144	II	S47	旧
31			教室棟	RC	3	2,454	II	S47	旧
32			技術棟	RC	2	438	I b	H2	新
33			体育館	S	2	1,855	I a	H19	新
34			体育館(格技場)	RC	1	635	I b	S59	新
35		御前崎学校給食センター		S	1	892	I b	S58	新
36		浜岡学校給食センター		S	2	1,233	I b	S59	新
37		池新田幼稚園	遊戯室	S	1	288	I a	H21	新
38			園舎	S	1	1,875	I a	H10	新
39		高松幼稚園	園舎	S	1	1,075	I a	H20	新
40		佐倉幼保園	園舎	S	1	3,284	I a	H16	新
41			支援センター	S	1	180	I a	H16	新
42		北こども園	園舎	S	1	1,074	I a	H20	新
43		御前崎こども園(幼児棟)		RC	1	1,062	I a	H17	新
44		白羽幼稚園		RC	1	1,347	I a	H17	新
45		浜岡保育園	保育所	S	1	989	I a	S61	新
46			保育室	W	1	75	I a	S61	新
47		御前崎こども園(乳児棟)		W	1	725	I a	H2	新
48		白羽保育園		W	1	748	I a	H3	新

1 園・学校防災マニュアルについて

(1) 園・学校の状況として把握すべき事項（例）

学校所在地の特性	<input type="checkbox"/> 海拔 → 20 m <input type="checkbox"/> 海岸からの距離 → 約 2.4 km <input type="checkbox"/> 山がけや河川の有無 → 通学路に箴川あり <input type="checkbox"/> 原子力発電所からの距離 P A Z 圏内 → 約 2 km <input type="checkbox"/> その他地質や地理的条件 →主に比木地区において、急傾斜地崩壊計画区域、急傾斜地崩壊危険地域が点在する。また、一部地域（スーパーラック周辺）が津波浸水域 3 m の指定区域となっている。
学校所在地の被害想定	<input type="checkbox"/> 南海トラフ地震等の被害想定 レベル 2 (南海トラフ地震) マグニチュード 9 <input type="checkbox"/> 津波浸水（高さ、浸水深、到達時間） →市の出しているハザードマップ上では津波浸水はない。しかし、箴川を遡ってくることや、ベイシア～学校前の道路を津波が遡ってくることも考えられる。 <input type="checkbox"/> 液状化の有無 → 無いと思われる。 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域 →主に比木地区内において点在 <input type="checkbox"/> その他予想される被害（延焼火災・地盤沈下・風水害等 等）

(2) 学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等の危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

2 校内組織の整備

POINT	<p>1 全教職員が役割を理解すること。</p> <p>2 役割分担は、「事前・発生時・事後」の段階に応じて時系列で考えること。</p> <p>3 管理職不在時を想定しておくこと。</p> <p>4 各班の対応行動をイメージした訓練等を実施しておくこと。</p> <p>5 保護者や地域、関係機関等との連携を図ること。</p>
-------	---

(1) 災害対策本部の機能と役割

	業務内容	担当者		準備物
		発災直後	安否確認後	
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 校内放送等による指示や連絡 <input type="checkbox"/> 応急（緊急）対応の決定 <input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 教育委員会・市災害対策本部・PTA等との連絡調整・報告 <input type="checkbox"/> 報道機関との連絡対応 <input type="checkbox"/> 情報収集（気象・災害・交通情報等） ≪住民対応≫ <input type="checkbox"/> 避難者受入場所の確保 <input type="checkbox"/> 避難者の誘導 <input type="checkbox"/> 非開放区域の設定 別紙資料添付 <input type="checkbox"/> 市町・自主防災組織と連携した避難地避難所の運営支援	教頭 校長 教頭 教頭 教務主任 教頭 教務主任 教頭 教務主任 教頭 教頭・教務主任	校長 教頭 教務主任 教頭 級外職員 教頭 教務主任 教頭	<input type="checkbox"/> 拡声器・メガホン <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 点呼表 <input type="checkbox"/> 生徒名簿 <input type="checkbox"/> 児童生徒出欠一覧表 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 校内配置図
児童生徒・保護者対応班	<input type="checkbox"/> 負傷者等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路を確認しての誘導 <input type="checkbox"/> 安否不明園児児童生徒の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 園児児童生徒等及び教職員の救出・救命 ≪保護者対応≫ <input type="checkbox"/> 引渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し <input type="checkbox"/> 引渡し後の状況把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等安否情報の提供 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の家族の安否確認	授業者 授業者以外 担任 担任等 生徒指導 生徒指導 担任 級外 級外 級外 級外その他	学級担任 学年主任 担任 担任等 生徒指導 生徒指導 担任 級外 級外 級外 級外その他	<input type="checkbox"/> クラス出席簿 <input type="checkbox"/> 引渡しカード <input type="checkbox"/> クラス配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー

	業務内容		担当者		準備物
			発災直後	安否確認後	
施設管理班	搬入・搬出	<input type="checkbox"/> 非常持出品の搬出 <input type="checkbox"/> 重要書類の搬出 <input type="checkbox"/> 鍵の搬出 <input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な機材調達	教頭 教務 事務職員 授業者以外	事務職員 級外職員	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 校内配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> カメラ
	安全点検・消火	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡視 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止 <input type="checkbox"/> 救助活動の支援 <input type="checkbox"/> 校内施設設備の安全点検			
	応急復旧	<input type="checkbox"/> 危険箇所の立入り禁止措置 <input type="checkbox"/> 危険箇所の表示 <input type="checkbox"/> 転倒備品の復旧 <input type="checkbox"/> プール水の利用 <input type="checkbox"/> ゴミの処理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の処理 <input type="checkbox"/> 非開放区域の設定 <input type="checkbox"/> ライフラインの確認 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認 <input type="checkbox"/> トイレの汚物処理と清掃			
救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 <input type="checkbox"/> 応急手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当・搬送 <input type="checkbox"/> 関係医療機関との連携		養護教諭 授業者以外 学年主任	養護教諭 授業者以外 学年主任	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 簡易テント <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 健康チェックリスト
ケア心の班	<input type="checkbox"/> 強いストレス反応が出ている園児児童生徒への対応				

(2) 緊急連絡先として把握すべき関係機関等

<input type="checkbox"/> 管理職等	資格 医療機関
校長 () :	呼吸器科・消化器科・・・宮内診療所
教頭 () :	内科・外科・小児科・婦人科・・・小野沢医院
<input type="checkbox"/> 教育委員会 0537-29-8734	歯科・・・水野歯科
<input type="checkbox"/> 市災害対策本部 <u>直接連絡はしない</u>	
<input type="checkbox"/> 菊川警察署36-0110 消防85-2119	

3 教職員の動員基準

POINT	1 災害の種類や規模に応じた動員基準を定めること。
	2 教職員は自らの身の安全の確保をした上で参集すること。

(1) 勤務時間外の動員基準 (例)

状 況		応急対策要員	その他の職員
地震	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	情報収集を開始 （状況に応じて所属校に参集する場合もある）	校長等の指示による
	学校が所在する地域で震度5弱以下の地震が発生したとき	校長等の指示による	園は、市の規定による。
	学校が所在する地域で震度5強の地震が発生したとき	所属校に参集	所属校等に参集
	学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生したとき		
津波	大津波警報及び津波警報が県下に発表されたとき	校長・園長は参集	校長・園長の指示による。
風水害	大雨・暴風警報が発表されたとき	自宅待機	自宅待機
原子力	原子力災害が起こったとき	自宅待機	自宅待機

4 教育活動の実施基準

POINT	1 災害の種類や規模に応じた教育活動の実施基準を定めること。
	2 停電等、園・運営に影響がある事項についても実施基準を定めること。
	3 実施基準について児童生徒及び保護者と共通理解を図ること。
	4 授業の中止等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル 等）。

(1) 災害発生時の教育活動の実施基準

状 況		基 準
地震	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	原則として平常の活動を継続 （状況に応じて教育活動を中止する場合もある。）
	学校が所在する地域で震度5強以上の地震が発生したとき	直ちに教育活動を停止し、園・学校防災計画にしたがって、園児児童生徒を避難場所に迅速かつ安全に避難させる。
津波	津波（大津波）警報が発表されたとき	直ちに教育活動を停止し、園・学校防災計画にしたがって、園児児童生

		徒を避難場所に迅速かつ安全に避難させる。
風水害	登校後に特別警報や大雨・暴風警報の両方が発表されたとき合	平常どおり授業を行うことを原則とし、気象情報に注意する。
原子力	警戒事態となったとき	直ちに教育活動を停止し、学校防災計画に従い、児童を保護者に引き渡す。

(2) 停電発生時における教育活動の実施基準

自然災害等に起因して発生する事象（停電等）が学校運営に与える影響と、その対策を予め検討する。

状況		基準
停電	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない ・トイレ等の生活用水が確保できない ・十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある 	原則として休校

(3) 非常時の通信手段の確保

休校等の連絡を確実にかつ速やかに行うため、停電や回線の混雑等も想定し、予め複数の連絡手段を確保し、児童生徒や保護者に周知しておく。

【通信手段の例】

	通信手段	説明・留意事項
関係者に直接連絡する方法	絆ネット	学校のサーバーやインターネット回線を介して配信する。学校サーバーを介している場合、学校停電時に使用できない。送信先アドレスの登録が必要。 個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することもできるため、停電時の連絡手段として有効。ただし、保護者に届くには携帯電話会社により差があり。
	電話	電話連絡網等を使って口頭で連絡する。個別の連絡になるので、連絡に時間がかかる。携帯電話はつながりにくい状態に。
幅広く周知する方法	ホームページ	学校のホームページに情報を掲載する。学校サーバーを介している場合、学校停電時は情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存している。
	SNS	facebook 等に情報を掲載する。個人のスマートフォンから情報を掲載することもできるため、停電時の連絡手段として有効。受信者側の閲覧行動に依存している。
	同報無線	中学校区ごとに放送することが可能。 御前崎中学校：地頭方区に放送する場合は市教委同士で連絡すれば可能

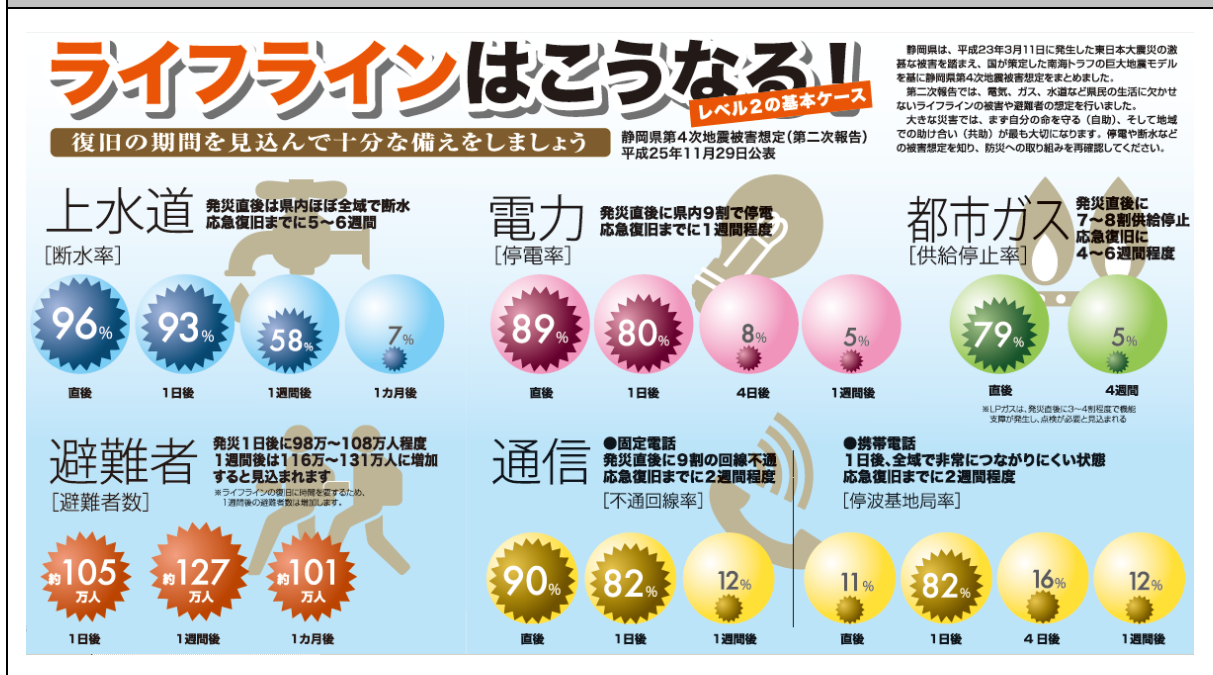
	171 (Web171)	<p>災害用伝言ダイヤル（災害用伝言板）に情報を登録する。開設はNTTによる判断となるので、使えないこともある。</p> <p>災害伝言ダイヤルの登録は、</p> <p>171+1+学校の電話番号(0537-86-3462)</p> <p>保護者が学校の様子を聞きたい場合</p> <p>171+2+学校の電話番号(0537-86-3462)</p>
--	--------------	---

5 備品・備蓄等について

POINT	<p>1 災害の発生に伴うライフラインの支障等を想定した準備をすること。</p> <p>2 事態の長期化に伴う児童生徒の留め置きを想定した準備をすること。</p>
-------	---

(1) 必要な物資

頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん	<input type="checkbox"/> ヘルメット	
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク	<input type="checkbox"/> ホイッスル	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
	<input type="checkbox"/> 電池式ランタン	<input type="checkbox"/> ヘッドライト	<input type="checkbox"/> 携帯充電器
救助に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール	<input type="checkbox"/> ジャッキ	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 乾電池
	<input type="checkbox"/> 衛星携帯電話	<input type="checkbox"/> トランシーバー	<input type="checkbox"/> カメラ
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー	<input type="checkbox"/> 手袋（軍手）	<input type="checkbox"/> 雨具
	<input type="checkbox"/> 防寒具	<input type="checkbox"/> スリッパ	<input type="checkbox"/> ロープ
	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> ブルーシート	
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 食料	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ
	<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋	<input type="checkbox"/> テント	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
	<input type="checkbox"/> ビニールシート	<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> 暖房器具
	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/> 電子ライター	<input type="checkbox"/> タオル
	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 紙コップ	<input type="checkbox"/> 紙皿
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED	<input type="checkbox"/> 医薬品類	<input type="checkbox"/> 携帯救急セット
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯	<input type="checkbox"/> 副木
	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> アルコール	<input type="checkbox"/> 担架
感染症予防に役立つもの	<input type="checkbox"/> 手指消毒液	<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 段ボール
	<input type="checkbox"/> フェイスシールド	<input type="checkbox"/> 非接触型体温計	<input type="checkbox"/> マスク
その他	<input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/> ガソリン・灯油	<input type="checkbox"/> 段ボール
	<input type="checkbox"/> 古新聞	<input type="checkbox"/> 投光器	<input type="checkbox"/> プール水
	<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> ラップ	



6 施設設備の安全点検

POINT	<ol style="list-style-type: none"> 継続的・計画的な安全点検（定期・臨時・日常）を行うこと。 避難経路や避難場所の点検も実施すること。
-------	--

(1) 避難経路・避難場所の点検

- 分かりやすい案内や表示があるか。
- 避難経路に障害物がないか。
- 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
- 児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
- 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
- 実地見分を行っているか。
- 学校の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか。

(2) 非構造部材の点検（例）

天井	<input type="checkbox"/> 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	<input type="checkbox"/> 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	<input type="checkbox"/> 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/> 開閉可能な窓の鍵はかかっているか。
	<input type="checkbox"/> 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	<input type="checkbox"/> 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

(3) 施設及び設備の安全点検に関する法的根拠等

種類	具体例	対象	法的根拠
定期点検	<input type="checkbox"/> 毎学期1回以上 <input type="checkbox"/> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	(学校保健安全法施行規則第28条第1項) 毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	<input type="checkbox"/> 毎月1回 <input type="checkbox"/> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	
臨時点検	<input type="checkbox"/> 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 <input type="checkbox"/> 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 <input type="checkbox"/> 近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)等の発生時	<input type="checkbox"/> 必要に応じて設定	(同第28条第2項) 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	<input type="checkbox"/> 毎授業日ごと	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	(同第29条) 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

7 避難対応について

POINT	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町から発令される避難情報の意味を理解すること。 2 防災教育推進のための連絡会議等を通して、日頃から、自主防災組織（方面隊・自主防災会）や市町防災担当課と避難所運営における役割分担等について話し合うこと。 3 避難所利用者による避難所運営を支援しつつ、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。
-------	---

（１）市から発令される避難情報について

区分	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に時間を要する者（乳幼児や特別支援学校の児童生徒等）は立ち退き避難する。 ・上記以外の住民等は立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害においては、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ避難することが望ましい。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保措置をとる。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の人は確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない人は、速やかに避難を開始する。 ・市町からの避難情報は一定の範囲で発令されるため、状況によっては屋内での安全確保の方が適切な場合もあることに留意する。

（２）避難所運営の協力について

学校（施設管理者）は、学校再開の準備等の業務が優先されるが、これまでの大規模災害の経験を踏まえると、避難所運営に協力することが必要となる。教職員が避難所運営に協力し、円滑に避難所利用者の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながるため、防災教育推進のための連絡会議等を通して、自主防災組織や市町防災担当者等と話し合い、あらかじめ役割を明確化する必要がある。

- ・佐倉地区の避難所として浜岡東小の体育館及び校舎が設定されている。
- ・被災時は、避難所の運営、協力が求められる。
- ・教頭、教務は佐倉地区の避難所運営に関して、「施設管理班」所属となっております、避難所の運営に協力することになっている。

(3) 避難所運営について自主防災組織や市防災担当者等と確認しておきたい項目

「避難生活の手引き」(静岡県危機管理部)

●避難所運営の主な役割分担

避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の立ち上げを主導する (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・施設管理 ・避難所の運営支援(おもに施設、備品)
市町職員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者と協力した避難所の開設・解消(閉鎖) ・市町災害対策本部(以下、市町本部と記載)との連絡調整 ・避難所の運営支援

※市町職員を避難所に配置(常駐)させず、被災者支援の拠点となる施設のみに職員配置を計画している市町もあります。

避難所運営で確認しておきたい項目・内容(例)	
1	自主防災組織、施設管理者(学校等)と市町本部間の緊急連絡網・手段
2	避難所として使用できる空間やレイアウト、使用可能な機材
3	避難所立ち上げの際の具体的な役割分担
4	避難所の開設に必要な、様式、文具、備品、掲示物等の整備状況
5	毛布、食料、飲料水、トイレ等、避難所運営に必要な備蓄の整備・点検状況
6	トイレ形式の確認(下水道か浄化槽か)及び上下水道停止時の対応方法
7	トイレ等の清掃や手指消毒等の衛生確保対策
8	地域の事情を踏まえた車中泊避難等の対応・ルールの検討
9	避難所運営訓練の計画・立案
10	地域特性を踏まえた課題の整理

2章	災害対策について
(1)	地震対策

1 地震対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人）
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い	死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人）
	大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障・復旧想定	電力	・発災直後は県内需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）
	電話	・固定電話は発災害直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧には1～2週間程度が必要） ・携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧には、1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態
	上水道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）
	下水道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧には2～5週間程度が必要）
	ガス	・LPガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能

(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」

「平成29年11月1日から『南海トラフ地震に関連する情報』の発表をはじめます」(気象庁)

気象庁では、中央防災会議防災対策実行会議における「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしました。

この情報は、平成29年11月1日から運用を開始しました。

情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象※1が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」※2の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1:南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

※2:南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために開催

「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表されたときは、日頃からの地震への備えを再確認してください。

(地震への備えの例)

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

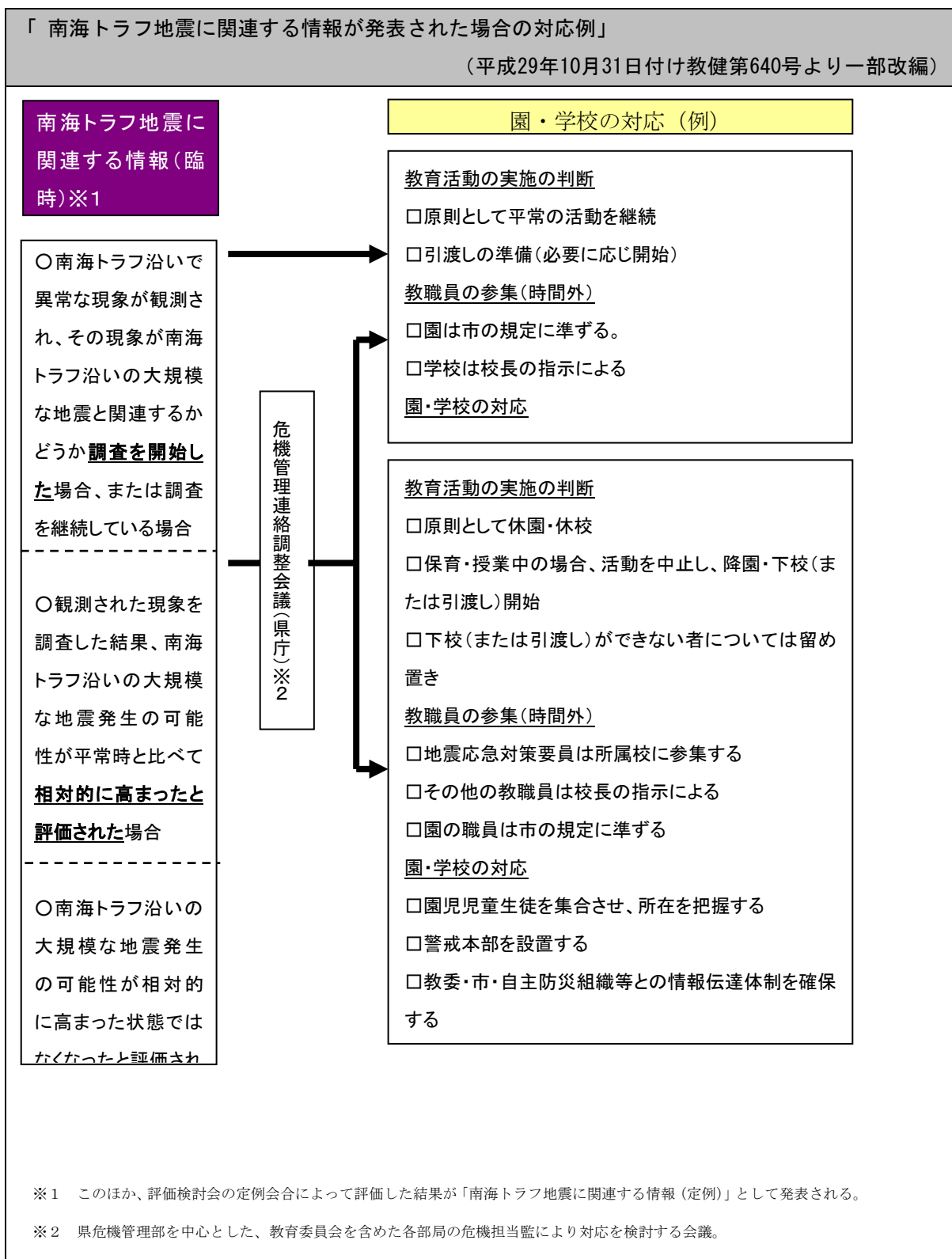
○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行いません。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

2 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合

POINT	1 情報に応じた教育活動の実施基準や教職員の参集基準を定めておくこと。 2 日頃の備え(地震災害対応、備蓄品、施設の安全等)を再確認すること。 3 自治体の動向や交通機関等の社会状況についても配慮すること。
-------	---

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」における学校の対応(例)



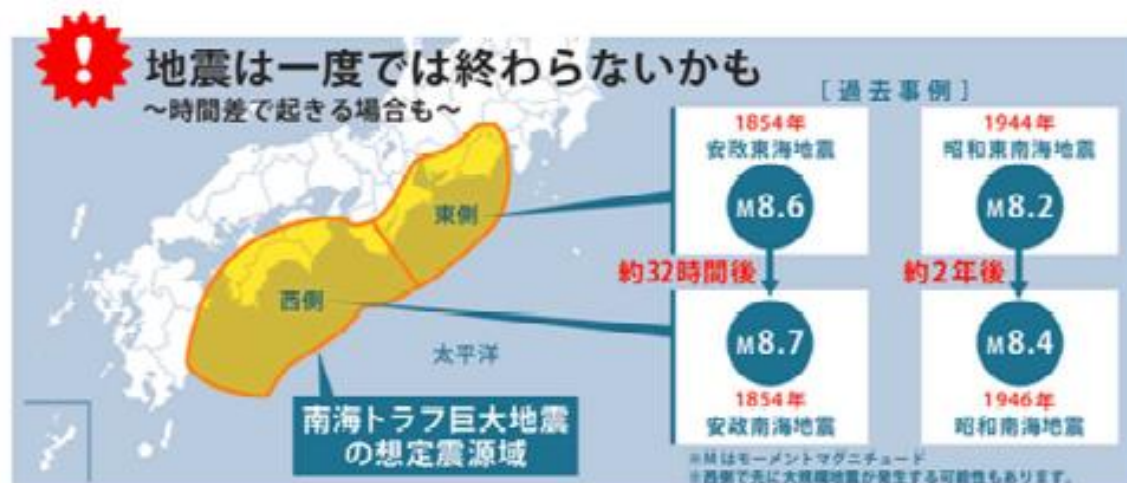
【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】

i 南海トラフ地震
臨時情報

キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

i 南海トラフ地震
関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



(2) 日頃の備え（地震災害対応、備蓄品や資機材、施設の安全）の再確認事項（例）

日頃の備え	再確認事項	確認方法
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡（内容・方法・タイミング） 《参考箇所》1章－2, 3, 4, 7	<input type="checkbox"/> 教職員の共通理解
備蓄品や資機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの 《参考箇所》1章－5	<input type="checkbox"/> 安全点検
施設の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 非構造部材 <input type="checkbox"/> その他定期的な点検箇所 《参考箇所》1章－6	<input type="checkbox"/> 各階や各班で確認

※これらの確認と並行して、気象庁や自治体等からの情報収集を継続する。

3 地震発生時の対応

POINT	1 地震を感知（又は緊急地震速報を受信）したと同時に安全確保のための初期対応をとること。 2 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始すること。
-------	---

(1) 大規模地震発生時の対応（例）

発生直後の安全確保	<input type="checkbox"/> 園児児童生徒に対し明確な指示を出す。	
	「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる	
	教室	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない
	廊下・階段	頭を守る ガラスに注意して中央で伏せる
	体育館・遊戯室	落下物に注意して中央で伏せる
グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる	
<input type="checkbox"/> 火気の消火（電源を切り・ガスの元栓を閉める）		
<input type="checkbox"/> 出入口を確保する。		

避難誘導	<input type="checkbox"/> 児童の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 児童に対し明確な指示を出す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「押さない・走らない(※)・しゃべらない・戻らない」→「お・は・し・も」</p> <p>防災ずきん等で頭部を保護する</p> <p>余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する</p> <p>※津波避難の場合は走ることもある</p> </div> <input type="checkbox"/> 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童を第2駐車場へ誘導する。 <input type="checkbox"/> 普通教室以外の場所にいる児童の所在に配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 児童の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に援助を要する者への対応に配慮する。 <input type="checkbox"/> 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。 <input type="checkbox"/> 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。
------	---



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

※「災害対策本部の機能と役割」(1章-2(1))参照

(2) 登下校時又は校外活動中における児童への指導

- 登校途中は、家か、学校の近いほうへ避難する。
- バスでは運転手の指示に従うこと。
- 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。
- 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。

(3) 児童不在時（勤務時間外に参集した場合等）の対応例

- 管理職が災害規模に応じた対応を指示する。
- 地震や被害に関する情報収集
 - 児童・教職員の安否確認
 - 施設の安全点検
 - 授業等実施の判断 → 児童生徒・保護者・教職員への連絡
 - 避難者対応（学校が避難地・避難所となった場合）

① 地震発生時の初動対応

1. 命を守る

- ▶ 落ちてくる物、倒れてくる物に
近づくな
- ▶ **頭を守りなさい**
- ▶ 脚をつかむ!
- ▶ **姿勢を低く!**



2. 落ち着かせる

- ▶ **ケガ**をしている友達はいないか?
- ▶ **避難に備え**て頭を守りなさい
- ! 子どもたちに次の行動をイメージさせる。



3. 安全に避難する

- ▶ 繰り返し襲う強い揺れ
(地震)に注意しなさい
- ▶ **指示に従って**
避難しなさい
- ▶ **押すな! 走るな!**
喋るな! 戻るな!

揺れが弱くなったら **避難を開始します。** 少しでも早く! 少しでも高く!

津 波 避 難

（４）応急危険度判定士の判定について

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ柔軟に対応することが必要である。

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（I a、I b、II、III）を公表しており、県及び一部の市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いI aの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、I b以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

4 引渡し（下校）及び待機について（全ての災害に共通）

POINT	<p>1 児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引渡すかは、地震の規模や被災状況により判断すること（他の災害でも同じ）。</p> <p>2 引渡しの基準等について保護者に対する周知徹底を図ること。</p> <p>3 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル 等）。</p>
-------	--

（１）引渡しのルール（例）

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度 5 弱以下	<input type="checkbox"/> 原則として下校させる。（地区ごと集団下校等） <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度 5 強以上	<input type="checkbox"/> 原則として安全が確認できるまでは園・学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

（２）引渡しにおける留意事項

<input type="checkbox"/> 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 <input type="checkbox"/> 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 児童の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 <input type="checkbox"/> 保護者に引渡した後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。
--

（３）引渡し手順（例）

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（児童生徒等待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明 ③ 担任は、学級表示用のビブスを着用	① 引渡しカード準備 ② 児童を待機場所へ移動
引渡し	④ 引き渡しカードへ必要事項を記入してから保護者へ	③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	⑤ 引渡し状況の集約 ⑥ 引渡しが完了していない園児児童生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない園児児童生徒の保護
	<input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 児童の身体的・精神的ケア	

5 緊急地震速報の基礎知識

(1) 緊急地震速報の発表の基準

- 地震により、最大震度5弱以上の揺れを予想した時に、震度4以上の揺れを予想した地域に対して緊急地震速報を発表する。
- 高度利用者向受信端末等では、予想する震度が利用者が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴る。

(2) 利用にあたっての留意事項

- 地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがある。
- 緊急地震速報で予想する震度には±1程度のずれを伴う。
- 頻繁に地震が発生している時などに、ほぼ同時に発生する複数の地震を区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

「緊急地震速報 - 地震による強い揺れを事前にお知らせ - 」(気象庁HP)

緊急地震速報 利用の心得

周囲の状況に応じて

緊急地震速報を見聞きしたら… (地震の揺れを感じなくても)

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら… (緊急地震速報がなくても)

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

屋外(街)では

- スロッキン等の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

自動車運転中は

- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

(2)

津波対策

1 津波対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

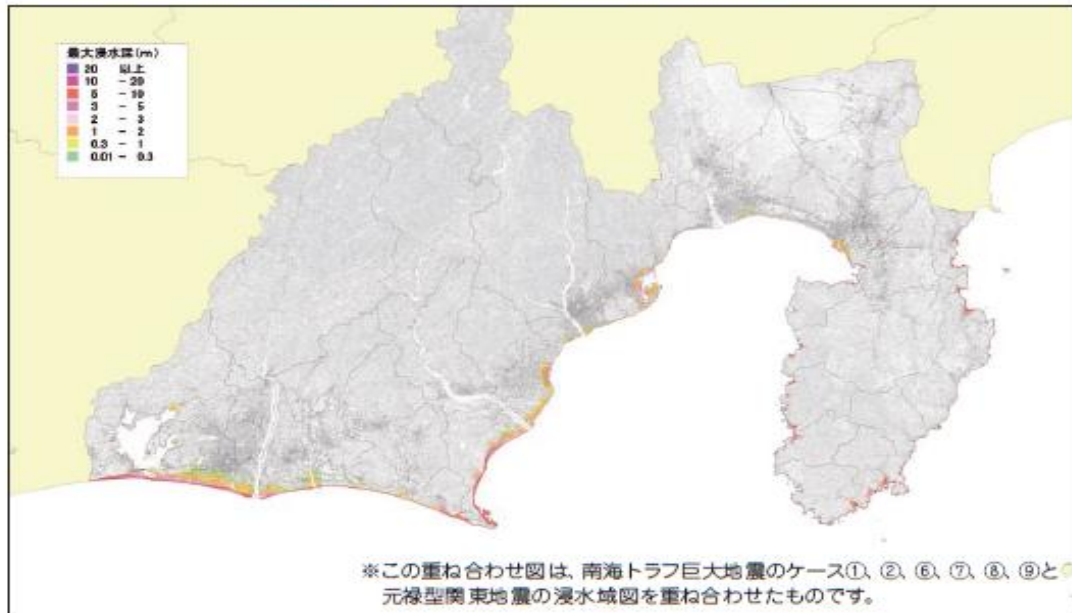
静岡県地理情報システム（GIS）や市町の花ザードマップ等を活用し、静岡県第4次地震被害想定における学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。

「地震防災ガイドブック」（静岡県危機管理部）

静岡県で予想される津波 [静岡県第4次地震被害想定津波浸水(レベル2津波の最大浸水域重ね合わせ図) 平成25年6月27日発表]

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報があります。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。

※詳細の情報は静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）で確認できます。



(2) 静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波）において浸水域内に立地する県立学校

高 校	松崎高等学校／清水南高等学校／焼津水産高等学校／相良高等学校／榛原高等学校／浜松南高等学校／浜松江之島高等学校／新居高等学校
特別支援学校	浜松特別支援学校／藤枝特別支援学校焼津分校／東部特別支援学校伊豆下田分校 東部特別支援学校伊豆松崎分校

(3) 津波警報・津波注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

「津波防災」(気象庁)					
津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。					
予想される津波の高さ		とるべき行動		避難の範囲	
数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現				
大津波警報	10m 超 (10m < 高さ)	巨大	<p><u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難</u>してください。</p> <p>津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>		<p>お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。</p>
	10m (5m < 高さ ≤ 10m)				
	5m (3m < 高さ ≤ 5m)				
津波警報	3m (1m < 高さ ≤ 3m)	高い	<p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>		<p>また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がけましょう。</p>
津波注意報	1m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<p><u>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。</u></p> <p>津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p>		

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報(若干の海面変動)を発表します。

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ・震源が陸地に近いと、津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸部の地形等の影響により、局地的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

2 津波に関する情報が発表された場合

POINT	<p>1 情報を正確に理解し、園児児童生徒・教職員の安全を第一に考えて対応を決定すること。</p> <p>2 保育・授業の実施や教職員の参集については、各園・各校の立地や通学区を考慮して決定すること。</p>
-------	--

(1) 津波警報・注意報発表時にとるべき行動

	津波注意報	津波警報	大津波警報
教育活動実施基準	<p>(在校時)</p> <p><input type="checkbox"/> 平常授業</p> <p><input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止</p>	<p>(在校時)</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動を中止 (学校管理下外)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難または自宅待機</p> <p><input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校</p>	
教職員の参集基準(時間外)	<p><input type="checkbox"/> 校長の指示による</p> <p><input type="checkbox"/> 園は市の規定に準ずる</p>	<p><input type="checkbox"/> 応急対策要員については自らの身の安全を確保した上で参集する。</p>	
園・学校の対応	<p><input type="checkbox"/> 教育活動は継続(沿岸部の活動は中止)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒に情報提供(下校時における注意喚起)</p>	<p><input type="checkbox"/> 上層階(又は屋上)又は周辺高台への避難指示</p> <p><input type="checkbox"/> 児童・教職員の安否確認</p> <p><input type="checkbox"/> 津波情報の収集(テレビ・ラジオ等)</p> <p><input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整</p> <p><input type="checkbox"/> 学区内(通学路)の状況把握</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 園・学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、対応計画の確認と実施</p>	

3 津波避難における留意事項

POINT	<p>1 少しでも早く、少しでも高いところに避難すること。</p> <p>2 情報収集を継続し、警報等が解除され安全が確認されるまでは沿岸部に近づかないこと。</p>
-------	---

(1) 津波避難における留意事項

避 難 開 始 【ただちに】	<input type="checkbox"/> 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 <input type="checkbox"/> 学校は教職員不在時、児童生徒だけでも避難を開始する（訓練が必要）。 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。（地震だ、津波だ、すぐ避難！）
避 難 中 【続ける】 【あきらめない】	<input type="checkbox"/> 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 <input type="checkbox"/> 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避 難 後 【戻らない】	<input type="checkbox"/> 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 <input type="checkbox"/> 児童・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 <input type="checkbox"/> 児童の心身の状態を把握する。

「津波から命を守るために」(気象庁)

「より高いところ」を目指してにげる

津波はひくい場所をおそいます。海や川からはなれ、高いところへにげましょう。



津波はくりかえしおそってくるので、津波警報が出ている間は避難をつづける
はじめの波より後に来る波が大きいこともあります。



ゆれを感じていなくても、津波警報を見たり聞いたりしたら急いでにげる
ゆれが小さくても大きな津波が起こることもあります。



(3) 風水害対策

1 気象情報の基礎知識

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区 分	種 類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警 報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

(2) その他重要な気象に関する情報

情報	内 容
台風に関する気象情報	台風の実況と予想等を示した「位置情報」や、注意事項等を示した総合情報
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{ミリ} 以上）を、観測したり、解析したりしたときに発表 ・災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報 ・避難勧告等の目安となる重要情報 ・災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表

(3) 波浪・高潮について

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<input type="checkbox"/> 高い波によって重大な災害が生じる可能性があるとして予想された際に発表 <input type="checkbox"/> 「波浪」とは風によって生じる波 <input type="checkbox"/> 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全） <input type="checkbox"/> 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は注意が必要	<input type="checkbox"/> 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 <input type="checkbox"/> 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 <input type="checkbox"/> 水位が想定以上に高くなると防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）

数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を發表します

特別警報の發表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
 電話:03-3212-8341 FAX:03-6689-2917(耳の不自由な方向け)
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>
 特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>



雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 29 年 3 月一部改正) (平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	雨の音で話し声が良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりができる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。 			ワイパーを速くしても見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
 (平成19年4月一部改正) (平成25年3月一部改正)
 (平成29年9月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。 	30~35 ~約125km/h	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	
35~40 ~約140km/h	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	40~ 約140km/h~					

2 平常時における風水害対策

POINT	<p>1 学校立地や通学路の地理的特徴による危険性を把握し、授業等の実施基準を定め、保護者との共通理解を図ること。</p> <p>2 授業の中止等の決定を伝達する方法は、複数確保しておくこと（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル 等）</p>
-------	--

（１）平常時の対策

<input type="checkbox"/> 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
<input type="checkbox"/> 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
<input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄
<input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
<input type="checkbox"/> 初動体制の確立
<input type="checkbox"/> 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）
<input type="checkbox"/> 避難先、避難経路等の確認
<input type="checkbox"/> 避難訓練の実施

（２）教育活動の実施基準（例）

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常 授業	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) <input type="checkbox"/> 園は、基本的に保護者送迎なので平常保育
	暴風	授業 中止	<input type="checkbox"/> 午前6時00分の時点で御前崎市に警報が発表されている場合は午前9時30分まで自宅で待機 <input type="checkbox"/> 午前9時30分の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 <input type="checkbox"/> 午前9時30分の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
警 報	大雨 洪水	平常 授業	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	その他 気象警報	平常 授業	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)

※御前崎中学校は、牧之原市の情報を十分考慮し、市教委と連携して判断をする場合がある。

3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

POINT	1 児童の在校時・不在時それぞれにおける対応を定めること。 2 各種防災情報を確実に入手すること。 静岡地方気象台HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等
-------	--

（１）児童在校時の対応（例）

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ・指示・連絡体制の確認 ・教職員及び児童への定期的な情報提供開始 ・周辺校や関係機関との情報共有
2 保育・授業中止等の対応の検討・決定
・教職員及び児童に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ・教育委員会等への報告
3 降園下・校対応
・通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合）注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合）留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて）保護者への連絡

（２）児童不在時の対応（例）

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
・テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ・指示・連絡体制の確認 ・必要な教職員の参集（管理職等） ・周辺校や関係機関との情報共有 ・児童、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
・授業等の実施基準に基づき対応を決定 ・必要に応じて児童、保護者等に連絡 ・教育委員会への報告
静岡県立学校管理規則第3条第2項 「非常変災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

(3) 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は御前崎市に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	御前崎市以外の県内市町に特別警報が発表された場合	御前崎市に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、子どもの居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津 波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
<p>(対応方針)</p> <p>「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各園・学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。</p> <p>児童生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。</p> <p>その際、公共交通機関、道路及び園児児童生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な園児児童生徒がいる場合には園・学校で待機させる等の対応をとる。</p>		

4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

POINT	1 積乱雲が発達する兆候を察知したら、気象情報をこまめに確認すること。 2 竜巻・雷・局地的大雨の兆候が見られたら、速やかに身の安全を確保すること。
-------	---

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知

竜巻・雷・局地的大雨の兆候

黒い雲の接近



雷の音

ゴロゴロ



冷たい風

ビュウ...



2. 身を守る指示

雷・局地的大雨

水辺から離れなさい

建物や自動車の中に避難しなさい

木の下で雨宿りは危険

雨が降る前から避難

木や電柱から離れなさい

雷鳴が遠くてもすぐに避難

竜巻

屋外 **スズ** 避難 → 屋内

頑丈な建物の中に避難しなさい

物陰で身を伏せなさい

車庫や物置への避難は危険

窓や壁から離れなさい

窓を閉めカーテンを引きなさい

5 災害発生時の対応

POINT	1 災害発生時には、情報収集を継続し、園児児童生徒の生命を守ることを第一に考えた対応をとること。 2 災害対策本部を設置し、関係機関と連携して対策を講じること。
-------	---

(1) 災害発生時に求められる対応 (例)

- 災害対策本部の設置、対応方針の決定
- 児童の安否確認、安全確保 (必要に応じて避難行動)
- 災害に関する情報収集、児童及び保護者等への情報提供
- 教育委員会への報告

1 原子力災害対策の基礎知識

(1) 原子力災害について

「原子力防災のしおり 平成29年3月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域
発電所から概ね31km圏内
牧之原市の一部、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、
焼津市、藤枝市の一部、島田市の一部、森町の一部、磐田市の一部

PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域
発電所から概ね5km圏内
御前崎市、牧之原市の一部

どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で震度6弱以上の地震が観測された時など	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万一、原子力発電所で**緊急事態**が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるなどのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見ることができるシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでもアクセス可能



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(園・学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 御前崎市からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を児童に説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画について

POINT	1 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておくこと。
-------	---

(1) 避難元市町ごとの避難先（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

避難先 1：原子力災害が単独で発生した場合等

避難先 2：大規模地震との複合災害などで避難先 1 に避難できない場合

	PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
御前崎市	○		静岡県（浜松市）	長野県（松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△		山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上小地域）※

PAZ・UPZの対象範囲が市町村の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

※長野県の地域

- ・松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
- ・北安曇地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
- ・長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
- ・北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- ・佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
- ・上小地域：上田市、東御市、長和町、青木村

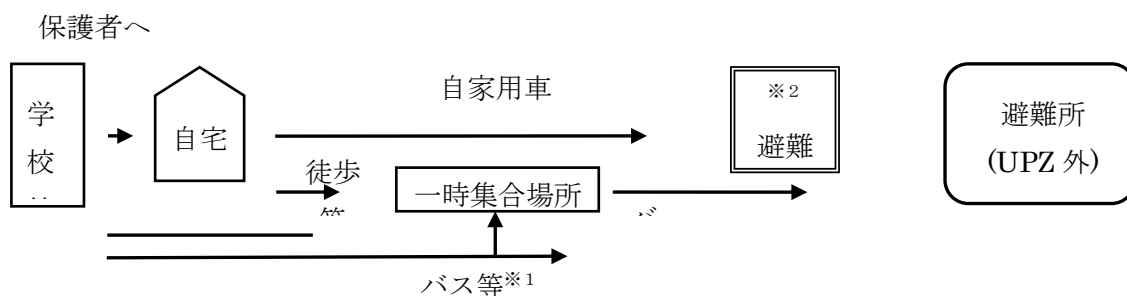
(2) 対象となる学校の考え方について

市 町	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校がPAZ内に該当
牧之原市	御前崎中学校がPAZ内に該当 それ以外の学校はUPZ内に該当

(3) PAZ内の公立園学校

所在地	幼稚園・保育園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	御前崎／白羽／池新田／高松／白羽／浜岡／さくら／北こども	御前崎／白羽／第一／浜岡東／浜岡北	御前崎 浜岡	池新田	掛川特支御前崎分校
計	8園	5校	2校	1校	1校

(4) 学校等の避難フロー（PAZ）（例）



※1 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、御前崎市(牧之原市)の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

※2 避難等の際に放射線という「目に見えない脅威」から我が身と家族を守る、汚染しているか分からない不安を解消するための検査場所。汚染の有無を調査し、万が一汚染していた場合は除染を行ったうえで、安全の証となる「検査済証」が発行される。

（『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H29.3月修正』（静岡県危機管理部）参照）

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

POINT	<p>1 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断すること。</p> <p>2 避難が広域、長期に及ぶこともあるため、教職員及び児童の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。</p> <p>3 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル 等）。</p>
-------	--

(1) PAZ圏内から通学している児童への対応（例）

事前の準備	<input type="checkbox"/> 名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該児童に正確な情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、 保護者と児童が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) PAZ内の学校における対応（例）

PAZ内の学校は、施設敷地緊急事態まで進展した場合、御前崎市（牧之原市）の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しが行われるよう努めること。

	警戒事態 (避難順Bンビ) 例：御前崎市で震度6弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態 (避難準備) 例：全交流電源喪失	全面緊急事態 (避難) 例：原子炉を冷却する全ての機能喪失
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 園・学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 園・学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 自治体からの避難指示に備える。引き渡しを継続 <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 園・学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 避難 <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない園児児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 園・学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 園・学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 市から非難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始	<input type="checkbox"/> 引率し避難。避難先で引き渡し。

(3) 引渡しのルール（まとめ） 上段:警戒事態 中段:施設敷地緊急事態 下段:全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	PAZ内	【引渡し】		
		【避難】		
		【避難】 見引き渡者を引率し避難。避難先で引き渡し		

(※) 御前崎市から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

(6)

国民保護対策

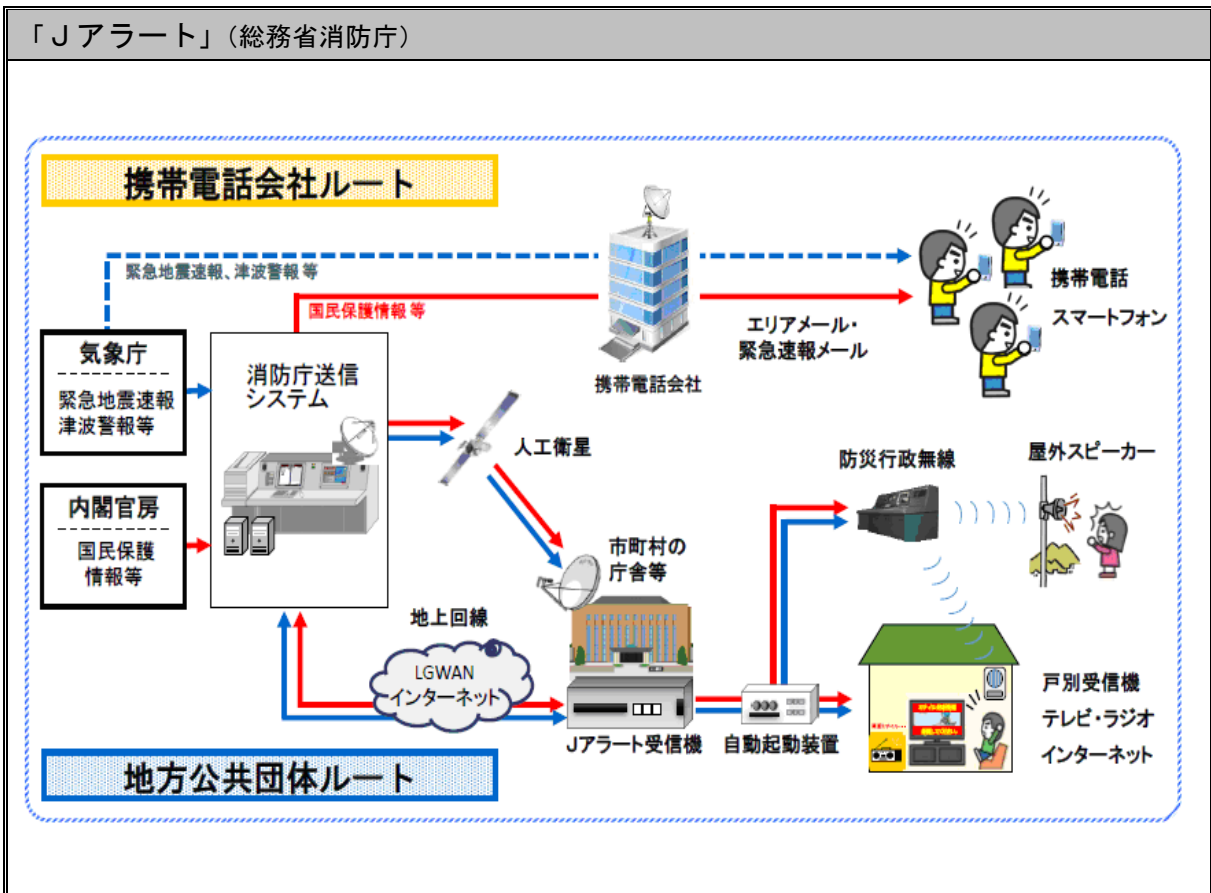
1 国民保護対策の基礎知識

(1) 国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。



2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について

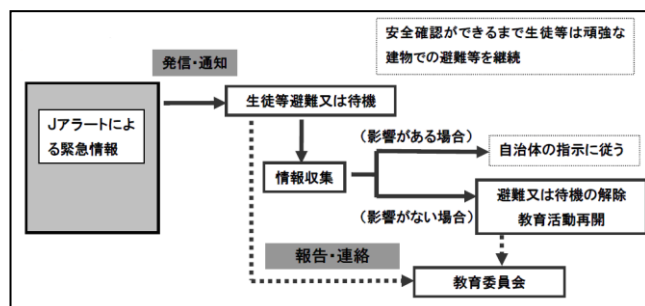
POINT	<p>1 Jアラートにより緊急情報が発信された場合の臨時休業等の対応をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>2 事前に対応を定め、児童生徒や保護者にあらかじめ通知すること。</p>
-------	--

(1) 具体的対応 (例)

1 事前の対応	
<input type="checkbox"/> マニュアルの見直し・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休校とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等 	
<input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び整理整頓	
<input type="checkbox"/> 児童・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート警報時の行動について、児童生徒に指導 	
<input type="checkbox"/> 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始業前	<input type="checkbox"/> 児童・保護者に対し、避難や自宅待機を指示 <input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 <input type="checkbox"/> 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる児童へ避難を指示するとともに自らも避難 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在園中 在校中	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、児童に避難行動を指示 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に園児児童生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 校内に児童がいる場合は、屋内避難 <input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は中止 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集

Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	<input type="checkbox"/> 児童・保護者に対し、避難や自宅待機の解除を通知 <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
在校中 在園中	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう児童に指示し、授業を再開 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう児童に指示 <input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、児童に伝達 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	<input type="checkbox"/> 児童の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 <input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

（参考）対応の全体的な流れ



2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について

POINT	<ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラートにより緊急情報が発信された場合の臨時休業等の対応をあらかじめ定めておくこと。 2 事前に対応を定め、児童生徒や保護者にあらかじめ通知すること。
-------	---

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

- ・始業前:
- ・授業中:

近辺に着弾の恐れがある場合は、授業を中断し
避難行動をとる

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

ミサイルが発射された場合

始業前

- ・ 登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・ 授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・ 登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・ 電車やバス(乗合バス)に乗りしている場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・ スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗りしたまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・ 教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・ 屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ぶおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる



放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・ 課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・ 安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・ 引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- 屋内にいる場合
 - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- 屋外にいる場合
 - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
- 近くに建物がない場合
 - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取る

ミサイルが落下した場合

- 屋内にいる場合
 - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- 屋外にいる場合
 - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考:国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

3章 学校再開について

1 教育活動の再開に向けた流れ

POINT	災害発生後から教育活動の再開に向けた流れを理解すること。
-------	------------------------------

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

（1）教育活動の再開に向けて必要な取組（例）

I 教育環境の維持と整備	
①災害対策本部の立ち上げ ②教育活動再開に必要な教室の確保 ③非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理 ④避難所開設及び運営支援	⑤教育活動再開についての検討、決定 ⑥遺族対応 ⑦報道対応
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	
①災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等） ②飲料水、食料、寝具等の調達、管理 ③救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	④ライフラインの状況確認 ⑤破損箇所の修繕の申請、依頼
III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア	
①組織体制、役割分担 ②児童の健康チェック ③心のケア委員会の設置	③職員研修の実施 ④ ストレス反応が出ている児童生徒への対応
IV 園児児童生徒の安否確認と被災状況確認	
①児童が避難予定の避難所を把握 ②児童の状況と健康状態の把握	③保護者への引渡し
V 教職員の安否確認と被災状況確認	
①教職員が避難予定の避難所を把握 ②教職員の健康チェック	
VI 教育委員会との連絡・調整	
①再開可能人数・ ②給食再開に向けての準備、献立等の検討 ③スクールバスの手配	

学校再開に向けた校内組織対応(例:児童在校中に発災し、発災から1ヵ月程度での再開を目標としたケース)

- ・発災直後の応急体制（1章－2「校内組織の整備」参照）と教育活動の早期正常化（学校再開）再開を両立できるような流れを意識すること。
- ・※は継続して行う事項

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1ヶ月程度（学校再開）
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(防災無線等) <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等) ・学校の被害情報、休校情報 等 <input type="checkbox"/> 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童及び教職員の被害状況の集約 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 遺族対応 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 ・市町職員、自主防災組織との連携	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等)※ ・学校の被害情報、休校情報 等 <input type="checkbox"/> 教育委員会と復旧方策と再開場所の調整 <input type="checkbox"/> 学校再開日の検討 <input type="checkbox"/> 応急教育、カリキュラムの検討・作成 <input type="checkbox"/> 給食再開の検討 <input type="checkbox"/> スクールバス運行の検討 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ、配置 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等)※ ・学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校再開場所、再開日の決定 <input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成(教材等の確保・手配) <input type="checkbox"/> 給食再開計画の作成 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※	<input type="checkbox"/> 学校再開に関する保護者説明会 <input type="checkbox"/> 教育活動再開の連絡 (学校HP、一斉メール、連絡網等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部閉鎖 <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消閉鎖 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※
児童・保護者対応班	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回 ・安否確認、居場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡し完了していない児童生徒の避難生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への引渡し <input type="checkbox"/> 児童の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・健康観察・怪我の有無 ・児童の心身の状態把握 ・被災状況の把握(家族を含む)	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・児童の配慮事項の確認 ・児童の心身の状態把握※	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・児童の心身の状態把握※
管	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※

	<input type="checkbox"/> 鍵の管理 <input type="checkbox"/> 必要な学用品、教材の調査 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理	<input type="checkbox"/> 学用品等の確保 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（学用品等）の整備
安全点検・消火	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) <input type="checkbox"/> ライフラインの状況確認	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺、通学路の安全点検	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺・通学路の安全点検※ <input type="checkbox"/> 通学路の決定	<input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃） <input type="checkbox"/> 校舎内外、避難所巡視
応急復旧	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 ・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ・ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認 <input type="checkbox"/> スクールバス運行ルートの検討	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備、献立等の検討 <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認※	<input type="checkbox"/> スクールバスの手配・確保 <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備、献立等の検討
救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当（容態に応じて搬送） <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応 <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携 <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 水質管理 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※
心のケア班	<input type="checkbox"/> 心のケアに向けての組織体制・役割分担 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー派遣のための調査 <input type="checkbox"/> 児童及び教職員の健康チェック <input type="checkbox"/> 児童への対応	<input type="checkbox"/> 児童及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 児童への対応※ <input type="checkbox"/> 心のケアに関する資料の作成、配布	<input type="checkbox"/> 児童及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 児童への対応※ <input type="checkbox"/> 職員研修	<input type="checkbox"/> 児童及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集

《留意事項》

- ・上表に示した日数は、発災から1ヶ月程度で学校を再開するための目安であり、できる限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。
- ・学校再開後も、心のケアをはじめとした必要な災害復旧を継続すること。

2 心のケアについて

POINT	1 児童のストレス反応には個人差があり、時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。 2 教職員の定期的な休息に配慮し、負担を抱え込むことのないよう役割を分担して実施すること。
-------	--

(1) 児童のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。

小学生の特徴

- 親にまわりつくなど子どもがえりが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実でないことを言うことがある。



中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

(2) 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

(3) 心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。



支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 一人で抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）



(4) 災害時における心のケアの流れと教職員の役割（災害発生から学校再開まで）

災害により生活環境等が急激に変化することを体験した児童にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じることができる大切な場所であり、安心感を与えてくれる場所となる。児童一人ひとりが安心して学校生活を送るため、長期的・継続的な心のケアが必要になることを踏まえ、日頃から心のケアの体制づくりに努める。

「学校再開ハンドブック」（宮城県教育委員会）

	現れやすいストレス 反応(大人も含む)	学校・教職員による対応
<p>急性期</p> <p>災害発生から学校再開まで</p>	<p><ストレス反応></p> <p>身体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心拍数の増加 ・呼吸が速くなる ・発汗や震え ・めまいや失神 <p>思考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中力の低下 ・記憶力の低下 ・判断能力の低下 <p>感情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茫然自失 ・恐怖感 ・不安感 ・悲しみ ・怒り <p>行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イライラする ・落ち着きがない ・体がこわばる ・攻撃的になる ・コミュニケーション能力の低下 <p>【主な特徴】 闘争・逃走反応*1</p>	<p><学校全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童生徒の安否確認, 被災状況, 心身の健康状態の把握 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 家庭訪問, 避難所訪問 ◇ 健康観察の強化 ◇ 保護者との連携 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全点検や臨時の学校環境衛生検査 ➤ 教職員間で情報の共有, 連携 ➤ 心のケアの対応方針の決定と共通理解 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 教職員の心のケア ◇ 児童生徒の心のケア </div> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の関係機関等との協力体制の確立 ☆ 障害や慢性疾患のある児童生徒への対応

*1 ストレスに対し、戦うか逃げるか、緊急の状況に対処するための防衛反応。

	現れやすいストレス 反応(大人も含む)	学校・教職員による対応
災害発生から学校再開まで	<p><トラウマ体験に対する反応> 麻痺・逃避 (例:凍り付いた記憶, その時のことが思い出せない, 思い出したくない) 再体験 (例:フラッシュバック, 悪夢, 災害あそび) ※安心できると再体験反応が現れやすい 回避 (例:似たような状況を避ける) 過覚醒 (例:イライラ, 音などの刺激に対する過敏, 入眠困難)</p> <p><喪失体験に対する反応> ・無感覚 ・否認 (そんなはずはない) ・絶望 ・怒り</p> <p><継続するストレス> ・避難所生活でのストレス</p>	<p><役割分担> ①管理職 ➤ 組織体制づくりと役割分担 ➤ 全体計画の作成 ➤ 緊急支援チームの受入 ➤ 報道機関への対応 ②養護教諭 ➤ 保健室の状況確認と整備 ➤ 心のケアに係る啓発資料の準備 ➤ 学校医, 学校薬剤師との連携 ③学級担任等 ➤ 児童生徒や家庭の被災状況の把握 ➤ 学校内の被害状況, 衛生状況の調査 ➤ 安全の確保 ④学校医, SC等 ➤ 災害の概要把握と学校内の対応状況確認 ➤ 児童生徒のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立て ➤ 教職員へのコンサルテーション ➤ 児童生徒や保護者との個別面談の準備 ➤ 養護教諭と協力して, 心のケアの資料を準備 ➤ 関係機関との連携のつなぎ役</p> <p>【児童生徒や保護者に対して】 ① 個別面談 ② 必要に応じた地域の専門機関への紹介</p> <p>【教職員に対して】 ① 児童生徒への対応の助言とストレス対応研修 ② 校内関係委員会に参加し共通理解を図る ③ 教職員との情報の共有, 連携 ④ 個別支援</p>
	<p>【対応や支援の例】 ◇ 狭い場所のできる体を使った遊びやスポーツで発散させる ◇ リラクゼーションを教える ◇ 食事の工夫</p>	

(5) 児童の健康チェックについて

「はまとくの学校防災マニュアル」(県立浜松特別支援学校)

健康チェックリスト

年	組	番号	男・女	名前		
NO	項目	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	食欲がない					
2	眠れないことがある					
3	おなかが痛くなることがある					
4	吐き気がすることがある					
5	下痢をしている					
6	皮膚がかゆい					
7	目がかゆい					
8	頭が痛いことがある					
9	尿の回数が増えた					
10	食べ過ぎることがよくある					
11	便秘をしている					
12	歯がしみる、もしくは痛い					
11	なんとなく落ち着かない					
12	悩んでいることや困っていることがある					
13	荷となくからだのだるい					
14	イライラして攻撃的になる					
15	怒りにふさぎ込んでしまう					
16	ボーッとしている					
17	いつもと様子が違う(元気がない、元気が良すぎる等)					
18	保健室の利用が増えた					
19						
20						

〈メモ〉子どもの様子で気づいたこと、話の内容など

注意点

- *教師による行動観察、もしくは児童生徒と話をしながらチェックしていくと良いでしょう。
- *このチェックリストだけを児童生徒に渡して、各自チェックさせることは避けてください。

(6) 急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

< 県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成22年度以降） >

年度	名称	内容等
22	学校の風水害対応マニュアル	土砂災害のおそれのある箇所にある特別支援学校及び幼稚園（災害時要援護者関連施設）に対し風水害への対応が図られるよう作成した。
22	学校の原子力防災対策マニュアル	東海地震等の大きな地震と相前後して原子力災害が発生した場合の対応として、該当する学校等については、原子力災害対策要員を配置し、関係市からの指示に迅速かつ確に対処できる体制を確保しておく必要があることを踏まえて作成した。
23	学校の津波対策マニュアル（暫定版）	東日本大震災の津波被害を受けて、津波の危険が予想される地域に所在する学校においては、津波に関する情報が寄せられた場合の避難行動について、各学校が既に作成している防災計画書等に記載（追記）するとともに対策を実施する必要があることから計画作成上の留意事項等を示した。
24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ、特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては、本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。

<参考文献（リーフレット等を含む・順不同）>

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）
- ・平成29年11月1日から『南海トラフ地震に関連する情報』の発表をはじめます（気象庁）
- ・緊急地震速報－地震による強い揺れを事前にお知らせ－（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡大学防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・御前崎市原子力災害広域避難計画（御前崎市危機管理課）
- ・原子力防災のしおり平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）

<参考ウェブサイト>

- ・文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）
- ・総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）
- ・気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）

台風等における登校の扱いについて

令和 年 4 月 日
御前崎市立浜岡東小学校

- 1 遠州南地方（御前崎市）に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
午前6時00分の段階で、 特別警報 が発表された場合	自宅待機 とします。
午前9時30分までに 特別警報 が解除された場合	解除された時点で 登校 させてください。
午前9時30分の段階で 特別警報 が引き続き出ている場合	臨時休校 とします。

- 2 遠州南地方(御前崎市)に**台風による「暴風警報」**が発令された場合

状 況	対 応
午前6時00分の段階で、「 暴風警報 」が発令された場合	自宅待機 とします。
午前9時30分までに「 暴風警報 」が解除された場合	解除された時点で 登校 させてください。
午前9時30分の段階で「 暴風警報 」が引き続き出ている場合	臨時休校 とします。

※学校からメール等連絡がなくても、上記のように判断してください。

- 3 その他

- (1) 学区内の行政区に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発表された場合も上記1、2と同様の対応とします。
- (2) 上記1、2以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先してください。

御前崎市立浜岡東小学校
担当：教頭（ ）
電話：86-3462

令和 年 4 月 日

保護者 様

御前崎市立浜岡中学校長

台風等における登校の扱いについて

このことについて、生徒の安全を確保するため、教育委員会の「台風等の気象状況時における対応について」を受け、本校は次のように対応します。

1 遠州南地方(御前崎市)に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
午前6時00分の段階で、 特別警報 が発表された場合	自宅待機 とします。
午前9時30分までに 特別警報 が解除された場合	解除された時点で 登校 させてください。
午前9時30分の段階で 特別警報 が引き続き出ている場合	臨時休校 とします。

2 遠州南地方(御前崎市)に台風による「**暴風警報**」が発令された場合

状 況	対 応
・午前6時30分の段階で、「 暴風警報 」「 大雨警報 」の 2警報 が発令された場合 ・大雨等により安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合 (土砂災害警戒レベル4または5が発表された場合)	自宅待機 とします。
・午前9時30分までに「 暴風警報 」「 大雨警報 」の 2警報 が解除された場合 (土砂災害警戒レベル4または5が発表されていない) ・市・学校から登校の指示があった場合	解除された時点で 登校 させてください。 (メール等で指示された時間までに登校)
・午前9時30分の段階で「 暴風警報 」「 大雨警報 」の 2警報 が引き続き出ている場合 ・安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合(土砂災害警戒レベル4または5が発表された場合)	臨時休校 とします。

※学校からメール等がなくても、上記のように対応してください。

3 その他

- (1) 学区内の行政区に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発表された場合も上記1、2と同様の対応とします。
- (2) 上記1、2以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先してください。

御前崎市立浜岡東小学校

担当：教頭（ ）

電話：86-3462

令和 年 4 月 日

保護者 様

御前崎市立浜岡東小学校長

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の対応について

陽春の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年11月、気象庁がこれまでの「東海地震に関連する情報」について発表を止め、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することにしました。それを受け御前崎市では、本情報発表時の防災対応について、国や県の動向を踏まえながら現在検討しているところです。

つきましては、本校では当面の間、御前崎市教育委員会が示した暫定的な対応に基づき、下記のとおり対応させていただきます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合」で、市又は市教育委員会からの情報・指示があった場合

	対 応
在 宅 時	保護者とともに避難します。
在 校 時	生徒を避難誘導した後、早急に下校をさせることを原則とします。職員を通学路に配置し、安全に配慮します。（状況によっては保護者の引き渡しもあり得ます。）
登下校時	情報を入手した場所が、自宅寄りであれば「帰宅」、学校寄りであれば「登校」します。

- 2 南海トラフ地震（大地震）が発生した場合

	対 応
在 宅 時	保護者とともに避難します。
在 校 時	原則として学校に待機させます。（周囲の安全が確認された場合は、保護者への引き渡しを行います。）
登下校時	情報を入手した場所が、自宅寄りであれば「帰宅」、学校寄りであれば「登校」します。

- 3 留意事項

保護者への連絡は、きずなネット学校連絡網により行うことを基本とします。ただし、大地震発生によりライフラインが途絶した場合、本校では「NTT災害伝言ダイヤル」を用います。

- 学校で待機している生徒の安否確認等を保護者が行いたい場合（学校側の発信情報を聞く） 171+2+学校の電話番号（0537-86-3355）
- NTT災害伝言ダイヤルのシステムにつきましては、NTTのホームページ等で確認するなど、各御家庭でも御対応願います。

担当：教頭（ ）

電話：86-3462